

開催期日 令和 8 年 7 月 1 4 日

開催場所 中島村役場 2 階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会	令和8年7月14日	午後1時30分
閉 会	令和8年7月14日	午後2時26分
場 所	中島村役場 2階会議室	

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する～第3号 処分について

議案第4号 現況確認証明申請に対する処分について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松 本 美 和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和8年第7回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

皆さん大変熱い中お疲れ様です。毎日30℃を超えるような暑さの中農作業に励んでおられるかと思いますが、熱中症には気を付けながら作業に取り組んでいただければと思います。また、7月は遊休農地調査もありますので熱い中大変かと思いますがよろしく願いいたします。それでは早速審議に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局長

農業委員及び推進委員全員の出席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、3番長田信夫農業委員、5番吉田定雄農業委員を指名した。

議 長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第20号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第1号受付番号第20号につきまして、7月6日に、譲渡人・●●●●さんには直接お会いし、譲受人・●●●●さんには電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であるため耕作についても問題ないと思われまゝす。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第1号受付番号第20号につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても7月6日に確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であるため耕作についても問題ないと思われまゝす。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 質疑なしの声多数 ——

議 長

質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、7月7日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん及び●●●●さんの申請代理人である行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番吉田定雄農業委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても7月7日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 質疑なしの声多数 ——

議 長

質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号の審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番小針一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第3号受付番号第6号につきまして、7月11日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さん及び●●●●さんの申請代理人である行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第3号受付番号第6号につきまして、只今、水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても7月11日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 質疑なしの声多数 ——

議 長

質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4 番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、4 番小針一男農業委員に対し、議案第3号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第4号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番加藤貴裕推進委員

議案第4号受付番号第5号につきまして、本日12時40分より、申請代理人である行政書士・●●●●さん、芳賀委員・長田委員・私を含めた農業委員2名・推進委員1名、及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、農地の様相は無く、敷砂利に郵便ポストや消火ホースの格納箱などが設置されている状況でした。説明によると40年以上前から耕作されておらず当時隣接していた店舗敷地として利用されていたそうです。現在は簡易郵便局と一体に利用されているため、非農地化してから長期間経過しており、農地への復元が困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番芳賀敏行農業委員

議案第4号受付番号第5号につきまして、只今、加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、加藤推進委員と同様、農地としての復元が困難であるため、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 質疑なしの声多数 ——

議 長

質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号令和8年度8月公告分について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番吉田健司推進委員

議案第 5 号令和 8 年度 8 月公告分につきまして、7 月 1 0 日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定新規就農者であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番吉田定雄農業委員

議案第 5 号令和 8 年度 8 月公告分につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様、現地についても 7 月 1 0 日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定新規就農者であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 5 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 暑気払いの開催について

二点目 次回の農業委員会総会は、8 月 1 7 日（月）に役場 2 階会議室で行う。

三点目 農地利用状況調査（遊休農地調査）等について（依頼）

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和8年7月14日 午後2時26分